

群馬県感染症対策事業継続支援金（10月分）に係るよくある質問

目次.....	1
【1 制度概要について】.....	3
Q1-1. 本支援金はどのような制度か？.....	3
Q1-2. 「本店又は主たる事務所を有し」とは、どのような状態を指すのか？.....	3
Q1-3. 主にどのような業種が対象となるか？.....	3
Q1-4. 午前5時から午後8時までの時間帯に営業し、酒類の提供又はカラオケ設備を提供していない飲食店は、支援金の対象となるか？.....	4
Q1-5. 時短要請等に協力せず、協力金も申請しなかったが、支援金を申請できるか？.....	4
Q1-6. 農家は、支援金の対象となるか？.....	5
Q1-7. 国の月次支援金や県の時短協力金との重複受給は可能か？.....	5
Q1-8 複数の店舗のうち、時短協力金対象とならない店舗は、支援金の対象となるか？.....	5
Q1-9. 「大企業」や「みなし大企業」も支援金支給の対象となるか？.....	5
Q1-10. 最近創業した場合も支援金支給の対象となるか？.....	6
Q1-11. NPO法人や一般社団法人などは支給対象となるか？.....	6
Q1-12. 個人事業主（フリーランス）は対象になるか？.....	6
Q1-13. タクシードライバーなどの雇用者も対象となるか？.....	7
Q1-14. 県内に複数事業所がある場合、事業所数に応じた支援金が支給されるか？.....	7
Q1-15. 売上とは、飲食店との取引額か？全体の事業収入か？.....	7
Q1-16. 所得税の確定申告を行っていない場合も申請できるか？.....	7
Q1-17. 申請時点で事業を行っていない場合は申請できるか？.....	7
Q1-18. 飲食店と「間接」の取引がある事業者とは何か？.....	7
Q1-19. 酒類販売業者等は、飲食店との取引又は不要不急の外出自粛による影響のどちらで申請すればよいか？.....	7

Q1-20. 自社の商品・サービスが、最終的にどの飲食店で扱われているか分からない場合も申請できるか?	7
Q1-21. 飲食店と一度だけしか取引がない場合は対象となるか?	7
Q1-22. 営業時間の短縮を実施していない飲食店とのみ取引がある場合は対象となるか?	8
【2 申請方法・申請書類について】	8
Q2-1. 申請にあたって相談先はどこか?	8
Q2-2. どのように申請すればよいか?(11.11 修正)	8
Q2-3. 申請にあたっては、どのような書類を準備すればよいか?(11.11 修正)	8
Q2-4. 前年又は前々年の対象月(9月)の月間売上を証明する書類はどのようなものがあればよいか?	10
Q2-5. 売上台帳とは具体的にどのようなものがあればよいか?	10
Q2-6. 申請書類はどこで手に入るか?(11.11 修正)	11
Q2-7. 税務署の收受印がない場合は申請できるか?	11
Q2-8. 昨年の売上に持続化給付金を含めて確定申告しているが問題ないか?	11
Q2-9. 白色申告の場合、前年又は前々年の対象月の月間売上の計算方法は?	11
【3 審査・支給について】	11
Q3-1. 申請書類の提出後はどのような流れになるか?	11
Q3-2. 支援金はどのくらいで支払われるか?	11
Q3-3. 支給決定又は不支給決定となった場合はどのように連絡があるか?	11
【4 その他】	11
Q4-1. 支援金は課税対象か?	11

【1 制度概要について】

Q1-1. 本支援金はどのような制度か？

A. 10月1日から実施された県独自の営業時間短縮等の要請に伴う飲食店等への時短（休業）要請や不要不急の外出自粛等の影響により、令和3年10月の事業収入（売上）が前年又は前々年同期比で30%以上50%未満減少した県内中小事業者等へ支援金を支給するものです。

● 次の全ての要件を満たす場合に支援金を支給します。

- ① 県内に本店又は主たる事業所を有し、中小企業基本法で定める中小企業者・小規模事業者及び個人事業主であること。
- ② 主たる事業が群馬県における営業時間短縮等の要請の影響を受けた者であり、かつ、営業時間短縮要請等に協力した飲食店等と直接・間接の取引がある者又は不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けた者であること。
- ③ 以下のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 時短要請に伴う協力金の支給対象となっている事業者
 - (2) 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
 - (3) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業として届出義務のある者
- ④ 令和3年の対象月（10月）の月間売上高が、令和元年又は令和2年の同月比で30%以上50%未満減少していること。
※ 50%以上減少している場合は、対象外です ⇒ 国の月次支援金を申請してください。
- ⑤ 原則として、令和元年又は令和2年の対象月（10月）をその期間に含む全ての確定申告を行っていること。
- ⑥ 申請日時点において事業を行っており、引き続き、県内で事業を継続する意思があること。
- ⑦ 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、群馬県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団、暴力団員及び密接関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

Q1-2. 「本店又は主たる事務所を有し」とは、どのような状態を指すのか？

A. 法人にあっては、所得税又は法人税の納税地を群馬県内としていること、個人にあっては、群馬県を住所地としていることです。

Q1-3. 主にどのような業種が対象となるか？

A. 以下の事業者を想定しています。なお、公共法人、風営法上の性風俗関連特殊営業として届出義務のある者、政治団体、宗教法人は対象外です。

※主な事業の売上減少の要因が、10月1日から実施された県独自の営業時間短縮等の要請の影響で売上が減少した場合です。こうした影響の因果関係が認められない場合や売上が30%以上50%未満減少していない場合は対象外となりますのでご注意ください。

○ 飲食店等と直接的・間接的に取引している事業者

例) 食品加工・製造事業者：惣菜製造業者、飲料加工事業者、酒造業者 等
器具・備品事業者：食器・調理器具・店舗の消耗品（おしぼり等）の販売事業者 等
サービス事業者：接客サービス業者、清掃事業者 等
流通関連事業者：卸・仲卸、貨物運送事業者 等
飲食品・器具・備品等の生産者：農業者、漁業者、器具・備品製造事業者 等

○ 外出自粛要請により直接的な影響を受けた、主に個人向けに対面で販売やサービスを提供する事業者（B to C 事業者）及び当事業者への商品・サービス提供を行う事業者

例) 旅行関連事業者：飲食事業者（昼間営業等）、宿泊事業者（ホテル、旅館等）、旅客運送事業者（タクシー、バス等）、観光客向け駐車場、旅行代理店事業者、文化・娯楽サービス事業者（遊園地等）、小売事業者（土産物屋等）

その他事業者：飲食事業者（昼間営業等）、運転代行業、文化・娯楽サービス事業者（映画館等）、小売事業者（雑貨店、アパレルショップ等）、イベント事業者、冠婚葬祭事業者、スポーツジム、学習塾、理・美容室、クリーニング店、マッサージ店、エステティックサロン 等

上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者：

食品・加工製造業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー・バスガイド・イベント出演者、卸・仲卸、広告事業者、ソフトウェア事業者 等

【対象となりうる例】

- ・取引先飲食店が営業時間を短縮したため、納品数が大幅に減少した（おしぼり販売業）
- ・取引先飲食店が酒類の提供時間を短縮したため、納品数が大幅に減少した（酒類販売業）
- ・外出自粛要請の影響で、代行を必要とするお客様が大幅に減少した（運転代行業）
- ・外出自粛要請の影響で、10月の予約をキャンセルする旅行者が相次いだ（旅館）
- ・外出自粛要請の影響で、日貸の駐車場を利用する観光客が大幅に減少した（観光駐車場）
- ・外出自粛要請を受け結婚式等が中止になり、お客様が大幅に減少した（理美容業）

【対象とならない例】

- ×体調不良や天候不順、設備修繕等の理由により事業活動ができなかった場合
- ×イベントが、もともと昨年（一昨年）で終了が予定されていたものである場合
- ×海外からのインバウンド客など、利用客の大半が県外の者である場合
- ×県内に居住しているが、県外でのみサービスを提供している場合
- ×インターネット通信販売のみを行っており、対面でのサービスを提供していない場合
- ×雇用されている方や、家族等の収入により生計を維持されている被扶養者（支援金は本業として事業活動を行っている方を対象としているため）

Q1-4. 午前5時から午後8時までの時間帯に営業し、酒類の提供又はカラオケ設備を提供していない飲食店は、支援金の対象となるか？

A. 設問の飲食店は、時短要請等の対象外であり、営業時間短縮要請協力金の対象となりません。こうした飲食店も、支給要件を満たせば当支援金の対象となります。

Q1-5. 時短要請等に協力せず、協力金も申請しなかったが、支援金を申請できるか？

A. 時短要請等の対象飲食店は、協力金を申請しなかった場合であっても、当支援金の対象となりません。

Q1-6. 農家は、支援金の対象となるか？

A. 確定申告を行い、営業時間の短縮を行って協力金を受けた飲食店と直接的・間接的取引が確認できる等の要件を満たせば対象になります。

なお、農協等を通じて出荷している場合も、飲食店との間接的な取引が確認できる等の要件を満たせば対象となります。

Q1-7. 国の月次支援金や県の時短協力金との重複受給は可能か？

A. 国の月次支援金及び県の営業時間短縮要請協力金との重複受給はできません。

Q1-8 複数の店舗のうち、時短協力金対象とならない店舗は、支援金の対象となるか？

A. 協力金の対象となる店舗を一店舗でも有している場合、その事業者は支援金の対象となりません。

Q1-9. 「大企業」や「みなし大企業」も支援金支給の対象となるか？

A. 対象となりません。中小企業・個人事業主が対象となります。

なお、次の(1)～(6)に該当する事業者は大企業とみなして対象者から除きます。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- (6) 申請時点において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

<参考> 中小企業基本法の区分

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

Q1-10. 最近創業した場合も支援金支給の対象となるか？

A. 国の「月次支援金」に準じて、新規開業特例を設けます。

売上比較の方法は、以下のとおりです。以下の要件を満たす場合は、申請に際して新規開業特例を選択可能（※）です。

なお、その他の特例措置についても、別紙のとおり設けます。

【新規開業特例】

■2021年新規開業特例

以下の要件を全て満たす場合に支給対象となります。

- ・令和3年（2021年）1～9月の間に開業した事業者については、対象月（10月）の売上が、開業日以降の年間売上を開業日の翌日の属する月から9月までの月数で除した額と比べて30%以上50%未満減少していること。

（算式）令和3年1～9月の事業収入の合計÷令和3年の開業月から9月までの月数－令和3年10月の月間事業収入

※開業日の属する月も、操業日数にかかわらず1ヶ月とみなす。

（要件）

- ・群馬県内に本店又は主たる事業所を有していること。
- ・申請日時点で売上を得ており、支援金の受給後も事業を継続する意思があること。

■2019年・2020年新規開業特例

- ・令和元年（2019年）又は令和2年（2020年）に開業した事業者については、対象月（10月）の売上が、開業日以降の年間売上を開業日の属する月から同年12月までの月数で除した額と比べて30%以上50%未満減少していること。

（算式）開業年の年間事業収入÷開業年の設立後月数－令和3年10月の月間事業収入

※開業日の属する月も、操業日数にかかわらず1ヶ月とみなす。

（要件）

- ・群馬県内に本店又は主たる事業所を有していること。
- ・申請日時点で売上を得ており、支援金の受給後も事業を継続する意思があること。

※例えば、次の場合、新規開業特例又は通常の間月間売上のどちらかを比較対象として選択することができます

（例）令和元年10月に新規開業した事業者

- ①新規開業特例に基づいて令和元年の売上を算出し、令和3年10月の売上を比較
- ②令和2年10月の売上と令和3年10月の売上を比較

Q1-11. NPO法人や一般社団法人などは支給対象となるか？

A. 収益事業があり、本支援金の申請要領に定める申請要件も満たせば対象となりますが、政治団体、宗教上の組織などは対象となりません。

Q1-12. 個人事業主（フリーランス）は対象になるか？

A. 個人事業主として確定申告し、支援金の申請要件を満たす場合には対象となります。

（注）雇用契約によらない業務契約等に基づく事業活動からの収入であって、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるものを主たる収入として得ている場合には、当該収入が雇用契約ではなく、県独自の営業時間短縮要請の適用以前に締結された業務委託契約等により

得られた収入であることを証する書類（委託契約書の写等）が提出できる場合に限り、対象とします。

Q1-13. タクシードライバーなどの雇用者も対象となるか？

A. 事業主が申請主体となりますので、個々の従業員は対象になりません。

Q1-14. 県内に複数事業所がある場合、事業所数に応じた支援金が支給されるか？

A. 事業者単位で支給します。よって、県内に複数事業所を持つ事業者であっても、1事業者あたり、法人20万円/月、個人事業者10万円/月が上限となります。

Q1-15. 売上とは、飲食店との取引額か？全体の事業収入か？

A. 飲食店等との取引以外を含めた事業者の総事業収入（総売上）です。

Q1-16. 所得税の確定申告を行っていない場合も申請できるか？

A. 原則として確定申告書の提出（受付印があるもの）が必要です。なお、所得税の確定申告が必要な額に満たない事業規模の事業者については、市町村に提出した住民税申告書控の写しを提出してください。

Q1-17. 申請時点で事業を行っていない場合は申請できるか？

A. 県内事業者の皆様の事業継続を支援するために実施しており、申請できません。

Q1-18. 飲食店と「間接」の取引がある事業者とは何か？

A. 卸売業者や流通業者を通じて、飲食店へ商品を提供している場合を想定しています。具体例としては、酒造業者が流通業者を通じて飲食店へ商品を提供している場合や、器具販売業者が仲卸業者を通じて飲食店へ商品を販売している場合などです。

Q1-19. 酒類販売業者等は、飲食店との取引又は不要不急の外出自粛による影響のどちらで申請すればよいか？

A. 飲食店への酒類提供の自粛を伴う時短要請による影響を受けていると考えられますので、飲食店との取引減少による影響として申請してください。

Q1-20. 自社の商品・サービスが、最終的にどの飲食店で扱われているか分からない場合も申請できるか？

A. 本支援金は、県からの営業時間の短縮要請にご協力いただいた飲食店と直接・間接の取引のある事業者の皆様を対象としております。

最終的に自社の商品がどの飲食店で扱われているか分からない場合は、経営への影響が県の要請による影響と判断できないことから、対象外となります。

Q1-21. 飲食店と一度だけしか取引がない場合は対象となるか？

A. 飲食店と反復継続的な直接・間接の取引が要件となります。

契約形態により、1回のみが主たる取引となっていれば、その取引を示す「帳簿書類（納品書等）及び通帳」の提出で可となります。

Q1-22. 営業時間の短縮を実施していない飲食店とのみ取引がある場合は対象となるか？

- A. 営業時間の短縮要請に協力をいただいた飲食店と取引がない場合は、対象外です。
ただし、飲食店との取引がない場合でも、不要不急の外出・移動自粛の影響を受け、売上が減少していることが証明できる場合は、支援金の支給対象となります。

【2 申請方法・申請書類について】

Q2-1. 申請にあたって相談先はどこか？

- A. 以下のコールセンターへお電話でお問い合わせください。
群馬県感染症対策事業継続支援金コールセンター
027-381-8590（9時から17時 平日・土日祝）

Q2-2. どのように申請すればよいか？(11.11 修正)

- A. 申請受付期間は令和3年11月16日（火）から同年12月21日（火）までです。
オンライン申請と郵送申請の受付を行います。

※報酬を得て、申請を代行することは、行政書士法に抵触する可能性がありますのでご注意ください。詳しくは、群馬県行政書士会（027-234-3677）へお問い合わせください。

Q2-3. 申請にあたっては、どのような書類を準備すればよいか？(11.11 修正)

- A. 以下の申請書類が必要となります。
(1) 感染症対策事業継続支援金申請書
(2) 誓約書
(3) 添付書類 ※①～⑦の全てを添付

※ 下記書類のうち、①及び④～⑦については、5月分、6月分、8月分、9月分いずれかの当支援金を申請している場合、10月分申請時の添付は不要です。

※ 国の月次支援金とは申請プロセスが異なるため、国が保存書類としている書類など、一部異なる書類の提出もお願いします。

- ① 確定申告書の写し（令和元年及び令和2年分）※A4サイズでコピーして添付してください。
※ 令和元年10月、令和2年10月のどちらを比較対象とする場合であっても、令和元年と令和2年の確定申告書の写し各1部の提出が必要となります。
※ いずれかの年の対象月と比較して、本年の対象月の売上が50%以上減少している場合は、国の月次支援金の対象となります。
※電子申告（e-TAX）の場合は、申告データ及び受信通知データ（電子申告申請等完了報告書）を添付
ア 法人の場合（次の両方を添付） ※税務署の受付印が押印されたもの
・確定申告書別表1（控）、法人事業概況説明書（両面）
※ 合理的な事由で提出できない場合は、税理士の署名のある事業収入を証明する書類で代用できます。
イ 個人事業主の場合 ※税務署の受付印が押印されたもの
●青色申告の場合（次の両方を添付）
・確定申告書第1表（控）

・ 所得税青色申告決算書（1 ページと 2 ページ）

● 白色申告の場合

・ 確定申告書第 1 表

※ 確定申告義務のない場合・その他合理的な事由がある場合は、住民税の申告書の控えで代用できます。

② 令和 3 年 1 0 月の事業収入（売上）が確認できる書類の写し

※ A 4 サイズでコピーして添付してください。

・ 形式の指定はありませんが、基本的な事項（対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額）が確認できるものを提出してください。

③ 取引確認書類

(A) 該当要件申告 A（時短要請に協力した飲食店又は不要不急の外出・移動の自粛の影響を受けた事業者との直接・間接の取引がある者）に該当の場合

・ 取引先との反復継続した取引を示す「帳簿書類（納品書等）及び通帳」

※ A 4 サイズでコピーして添付してください。

※「反復継続した取引」とは、令和元年又は令和 2 年 1 0 月の月間に複数回の取引を行っていることを指します。契約形態により、1 回のみが主たる取引となっていれば、その取引を示す「帳簿書類（納品書等）及び通帳」の提出で可となります。

・ 商品の販売先又はサービスの提供先が不要不急の外出自粛等の影響を受けた事業者であることを証する書類（不要不急の外出・移動の自粛の影響を受けた事業者との取引がある場合のみ）

(B) 該当要件申告 B（不要不急の外出自粛による直接的な影響を受けた者）に該当の場合

・ 申請書に「不要不急の外出自粛による具体的な影響内容」を記載の上、以下の書類をご提出ください ※ A 4 サイズでコピーして添付してください。

ア 個人顧客との継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」

イ 商品・サービスの一覧表※

ウ 店舗外観及び内観の写真※

エ 賃貸借契約書若しくは登記簿※

※ 上記「イ～エ」については、⑤において、法令等が求める営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類を提出している場合は提出不要。

※ 上記「エ」について、個人事業主の場合、固定資産評価証明書等の提出でも可とします。

④ 業務委託等収入が確認できる書類の写し ※ A 4 サイズでコピーして添付してください。

※主たる収入を雑所得・給与所得で申告している個人事業者のみ提出
(事業収入のみの事業者は提出不要)

・ 以下の書類を提出

ア 申請者が雇用者でないものとの間で締結する業務委託契約等の契約書（必須）

イ 支払者の発行する源泉徴収票又は支払調書

ウ 業務委託契約等に係る収入があった事示す申請者本人名義の通帳の写し } 一方のみ

(例) 業務委託契約書（ア）及び源泉徴収票（イ）… ○

業務委託契約書（ア）及び通帳の写し（ウ）… ○

源泉徴収票（イ）及び通帳の写し（ウ）……… ×

⑤ 法令等が求める営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類の写し

※営業に必要な許可等がない場合は添付不要 ※ A 4 サイズでコピーして添付してください。

(例) タクシー業…一般乗客旅客自動車運送の許可証、自動車運転代行業…公安委員会の認定証、酒類小売業…酒類販売業免許 (ほか) 旅行業、古物商、理美容室、薬局など

⑥ 本人確認書類(※法人の場合は代表者のもの)の写し ※A4サイズでコピーして添付してください。

(法人) 代表者の運転免許証(表裏)、パスポート(顔写真と所持人記載欄のページ)、マイナンバーカード(番号不要)、保険証、履歴事項全部証明書(発行3ヶ月以内)
※いずれか1点

(個人) 運転免許証(表裏)、パスポート(顔写真と所持人記載欄のページ)、マイナンバーカード(番号不要)、保険証 ※いずれか1点

⑦ 振込先口座と口座名義が確認できる通帳等の写し ※A4サイズでコピーして添付してください。

- ・金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義人が確認できるページ(※通帳を開いた1・2ページ目)の写しを添付
- ・インターネットバンキングは、上記事項が記載されたページの写しを添付

(4) その他事務局が必要と認める書類(上記のほかに書類の提出を依頼する場合があります。)

Q2-4. 前年又は前々年の対象月(10月)の月間売上を証明する書類はどのようなものがあればよいか?

A. 以下の書類をご提出ください。(令和元年及び令和2年分の書類を両方ご提出ください)

(法人の場合) 確定申告書別表1、法人事業概況説明書(両面)

(個人の場合)

青色申告の場合⇒確定申告書第1表(控)、所得税青色申告決算書(1ページと2ページ)

白色申告の場合⇒確定申告書第1表

※ 白色申告の事業者の方は原則、確定申告書第1表㊦の金額を12で割った金額を前年又は前々年の比較する月の売上とします。

※ 前年又は前々年分の売上台帳は不要です。

Q2-5. 売上台帳とは具体的にどのようなものがあればよいか?

A. 令和3年10月の収入額(合計額)がわかるものを提出してください。様式の指定はありません。経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上帳でも構いませんが、基本的な事項(対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額)が確認できるものをご提出ください。

※給与明細、通帳の写し、レシート、請求書等は認められません。

※提出するデータが対象月の事業収入であることを確認できるよう、対象となる売上月(対象月)を記載してください。

※対象月の【売上額】の【合計】を記載してください。

※売上額が0円の場合は、【対象月】の売上額が【0円】であることを記載し、理由書(様式任意)を提出してください。

Q2-6. 申請書類はどこで手に入るか？(11.11 修正)

A. 県ホームページ上で入手できるほか、県行政県税事務所、各市町村や商工団体等の窓口で配布を行います。

Q2-7. 税務署の收受印がない場合は申請できるか？

A. 確定申告書に收受日付印又は受信通知のいずれも存在しない場合には、当該年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を併せて提出してください。

なお、「收受日付印」及び「納税証明書（その2所得金額用）」のいずれも存在しない場合には、当該年度の「課税証明書」又は「非課税証明書」を併せて提出してください。

※ 確定申告書類に市町村の受付印が押印されている場合は、その受付印をもって收受印とみなします。提出先が税理士である場合も、その受付印があれば可とします。

Q2-8. 昨年の売上に持続化給付金を含めて確定申告しているが問題ないか？

A. 新型コロナウイルス感染症対策として国又は県により申請者に対して支払われた給付金、補助金、助成金等（持続化給付金や家賃支援給付金、一時支援金、J-L0Dlive補助金、新型コロナウイルス感染症対策として県による休業・時間短縮営業に伴い支払われる協力金等）を除いた額で申請してください。

Q2-9. 白色申告の場合、前年又は前々年の対象月の月間売上の計算方法は？

A. 「白色申告を行っている者の場合」、「確定申告書に所得税青色申告決算書（農業所得用）の控えを添付した場合」、「住民税の申告書類の控えを用いる場合」については、月次の個人事業収入が記載されないことから、令和元年又は令和2年の年間事業収入を12で割った月平均の事業収入を令和元年又は令和2年の対象月の売上とします。

【3 審査・支給について】

Q3-1. 申請書類の提出後はどのような流れになるか？

A. 申請内容の確認や書類の不備などがあった場合は、審査を行う「群馬県感染症対策事業継続支援金事務局」から連絡をさせていただきます。

Q3-2. 支援金はどのくらいで支払われるか？

A. 申請書類の受理から、概ね1ヶ月程度で指定の口座に振り込む予定です。申請書等に不備がある場合や、全体の申請件数によっては別途期間を要しますので、予めご了承ください。

Q3-3. 支給決定又は不支給決定となった場合はどのように連絡があるか？

A. 「審査事務局」から支給決定又は不支給決定に関する通知を発送します。

【4 その他】

Q4-1. 支援金は課税対象か？

A. 事業所得に区分されるため、課税対象であると考えられます。お近くの税務署へ確認ください。

証拠書類等に関する特例

- ・(個人) 確定申告義務がない場合は、確定申告書を住民税の申告書類の控えて代替可能
- ・(法人) 確定申告書が合理的な理由で提出できない場合は、確定申告書を税理士の署名がある事業収入を証明する書類で代替可能

2019年・2020年 新規開業特例

- ・令和元年又は令和2年に開業した中小法人等・個人事業者等

$$\frac{\text{開業年の年間事業収入} \div \text{開業年の設立後月数} \times 1}{\text{対象月の売上と見なす}}$$
 ※¹ 開業日の属する月も、操業日数にかかわらず、1ヶ月とみなす。

合併特例

- ・令和3年の1月以降に、事業収入を比較する2つの月の間に合併を行った中小法人等

$$\frac{\text{合併前の各法人の令和元年又は令和2年の基準月の月間事業収入の合計}}{\text{採用する}}$$

事業承継特例

- ・令和3年の1月以降に、事業収入を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた個人事業者等

$$\frac{\text{事業を行っていた者の令和元年又は令和2年の基準月の事業収入}}{\text{採用する}}$$

法人成り特例

- ・令和3年の1月以降に、事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した者

$$\frac{\text{法人化前の令和元年又は令和2年の基準月の事業収入}}{\text{採用する}}$$

2021年 新規開業特例

- ・令和3年1～9月の間に開業した中小法人等・個人事業者等

$$\frac{\text{令和3年1～9月の事業収入の合計} \div \text{令和3年の開業した月から令和3年9月までの月数} \times 2}{\text{対象月の売上と見なす}}$$
 ※² 開業日の属する月も、操業日数にかかわらず、1ヶ月とみなす。

連結納税特例

- ・連結納税を行っている中小法人等
 ⇒それぞれの法人が給付要件を満たす場合、各法人ごとに給付申請を行うことができ、確定申告書の控えについては、連結法人税の個別帰属額等の届出書で代替可

罹災特例

- ・平成30年又は令和元年の罹災を証明する罹災証明書等を有する中小法人等・個人事業者等

$$\frac{\text{罹災した年又はその前年の基準月の事業収入}}{\text{採用する}}$$

NPO法人・公益法人等特例

- ・特定非営利活動法人及び公益法人等
 ⇒確定申告書の控えなどについて各種書類で代替可能
- ・寄付金等を主な収入源とする特定非営利活動法人
 ⇒追加の書類の提出により寄付金等を収入に含めて給付額を算定可能

★主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等については、「証拠書類等に関する特例」「2019年・2020年 新規開業特例」「罹災特例」に限る。